

防火・防災管理業務について

今後の防火・防災管理業務を適切に遂行していただくため、以下を参考に対応していただきますようお願いいたします。

防火・防災管理者の選任について

各地で開催されている防火・防災管理講習が延期・中止等により、新たに選任される者が受講することができない実情を踏まえて、当面の間、管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものを代わりに選任してください。

なお、各種講習会が通常どおり受講できるようになった場合は、速やかに受講し、「防火・防災管理者選任(解任)届出書」を提出するようお願いいたします。

※防火・防災管理講習に関する問合せ

一般財団法人日本防火・防災協会

電話番号:03-3591-7121

消防計画の作成について

消防計画は、防火・防災管理者が作成し、消防長に届出なければなりません。

上記の理由により、新たに防火・防災管理を選任できない場合は、過去に提出した消防計画を参考に作成してください。

防火対象物・消防用設備等の点検及び結果報告について

新型コロナウイルス感染症の影響により、防火対象物・消防用設備等の点検が発注できない等の理由で困難な場合は、弾力的な運用(実施の延期等)を行うこととします。

ただし、点検を延期している間は、関係者による防火対象物及び消防用設備等の自主点検を徹底し、点検が可能となった時点で速やかに点検を実施するようお願いいたします。

※これらの報告を含む届出書類等については郵送による受付等を実施していますので、御活用ください。

【問合せ先】 消防予防課

(消防設備関係) 指導グループ 電話 0587-55-2762

(危険物関係) 予防グループ 電話 0587-55-2771

